

高砂市ユーアイ福祉交流センター

新型コロナウイルス感染症対策に対する貸館規則について

国や兵庫県の動向を注視するとともに、高砂市の考え方にに基づき、クラスター発生リスクが高い「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集集団」「間近で会話や発声をする密接場面」の3「密」を避けるため、下記の基準に留意して適宜判断して貸館を行います。

1、 換気の状態

空調を使用しない場合は、定期的に換気する（1時間に1回5分程度）
空調使用時は、常時、ロスナイ換気をする（ロスナイ換気と入スイッチをON）
※窓や換気できない場所は使用できない（ミーティング室）

2、 人の密度の状態

1人あたり4平方メートル程度の広さを確保し、定員を大幅に超えないようにする。
新たに交流スペースごとの利用定員目安を下記に定める。

1F	定員（名）		2F	定員（名）	
	現行	改定		現行	改定
交流スペース1	30	15	交流スペース6	30	15
交流スペース2	30	14	交流スペース7	54	26
交流スペース3	36	17	交流スペース8	27	14
			交流スペース9	24	10

3、 会合、イベント等の内容

濃厚接触の恐れのある事業内容は利用できない。
近距離での会話や発声、高唱を避ける。
会食を供するものは利用できない。
換気・清掃時間を確保するため、利用時間の延長はできない。
(12時～13時、17時～18時)

4、 参加者の把握

会の責任者（主催者）は参加者が特定するための手段の確保。感染防止措置として、必要な場合は参加者名簿の提出を依頼する場合がある。
参加者には自宅にて体調を確認し、発熱・風邪症状など体調不良の場合は、自宅待機するよう事前に周知しておく。